

30 経営第 166 号

平成 30 年 4 月 18 日

各都道府県知事 宛

各都道府県農業共済組合連合会会長理事 宛

農林水産省経営局長

危険段階別共済掛金率設定・適用ガイドラインの制定について

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 74 号）の施行に伴い、農作物共済にあつては平成 31 年産の共済関係から、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済にあつては平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任（期間）が開始する共済関係から、全ての農業共済組合及び共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）において、危険段階別共済掛金率が導入されることから、組合等が危険段階別共済掛金率を設定・適用するためのガイドラインを別紙のとおり定めたので、御了知の上、貴管内組合等への周知徹底をお願いする。

なお、「農作物危険段階基準共済掛金率の設定について」（平成 16 年 1 月 30 日付け 15 経営第 5891 号）、「家畜共済危険段階共済掛金標準率等の設定について」（平成 16 年 2 月 2 日付け 15 経営第 5892 号）、「果樹共済危険段階基準共済掛金率等の設定について」（平成 16 年 2 月 2 日付け 15 経営第 5909 号）、「畑作物危険段階基準共済掛金率の設定について」（平成 16 年 2 月 2 日付け 15 経営第 5915 号）及び「園芸施設危険段階基準共済掛金率の設定について」（平成 16 年 2 月 2 日付け 15 経営第 5908 号）（以下「旧設定要領」という。）は廃止するものとするが、別紙の 6 の経過措置が適用される間に限り、旧設定要領の例により、組合員等（組合等と共済関係の存する者をいう。以下同じ。）別の危険段階別基準共済掛金率を設定できることとするので、併せて周知徹底をお願いする。

附 則（令和元年 5 月 31 日付け元経営第 214 号）

この通知は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 9 日付け元経営第 3308 号）
この通知は、令和 2 年 9 月 2 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 経営第 1564 号）
この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

危険段階別共済掛金率設定・適用ガイドライン

第1節 総則

第1 基本的考え方

- 1 国は、原則として3年ごとに、過去一定年間における各年の被害率を基礎として、共済掛金標準率（疾病傷害共済にあっては、共済掛金標準率及び共済掛金標準率の共済金額の選択割合）を定めて告示する。
- 2 組合等は、共済掛金標準率の告示に合わせて、次の条件を満たしつつ、危険段階区分ごとの見込共済金額による加重平均が共済掛金標準率に一致するように、基準共済掛金率を算定し、危険段階別共済掛金率を設定する。
 - (1) 疾病傷害共済以外の共済事業の種類の場合
 - ア 危険段階区分は、損害率[※]の高低による区分とする。
※ 疾病傷害共済以外の共済事業の種類における損害率＝共済金／共済掛金
 - イ 危険段階区分の数は、基準となる区分を中心に高位の区分と低位の区分を同数設定して合計41区分（死亡廃用共済は21区分）とする。
 - ウ 最低位の危険段階区分の基準共済掛金率は、共済掛金標準率の5割以下の率とする。
 - (2) 疾病傷害共済の場合
 - ア 危険段階区分は、損害率^{※1}の高低による区分（以下「損害率区分」という。）及び共済金額の選択割合^{※2}を組み合わせたものとする。
※1 疾病傷害共済における損害率＝共済金／支払限度額
※2 共済金額の選択割合＝共済金額／支払限度額
 - イ 損害率区分の数は、41区分以上とする。
- 3 共済関係ごとに適用する危険段階区分は、組合員等の直近20年間（家畜共済は直近10年間）の加重平均損害率（直近年のウェイトを高めた各年の損害率の加重平均）（疾病傷害共済にあっては、加重平均損害率により判定される損害率区分及び当該組合員等が申し出た共済金額の選択割合）により毎年判定する。

第2 定義

1 このガイドラインにおいて使用する用語の意義は、次のとおりとする。

ア 「法」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）をいう。

イ 「令」とは、農業保険法施行令（平成29年政令第263号）をいう。

ウ 「規則」とは、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）をいう。

エ 「旧法」とは、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）による改正前の農業災害補償法（昭和22年法律第185号）をいう。

オ 「危険段階設定単位」とは、次表の左欄に掲げる共済事業の種類ごとに右欄に掲げる単位をいう。ただし、共済掛金標準率が組合等の区域を区分した地域で告示される場合（地域インデックス方式の統計単位地域が市町村の場合等）は、その地域の別を含む。

共済事業の種類	危険段階設定単位
農作物共済	共済目的の種類別の別
死亡廃用共済	包括共済家畜区分、乳用種種雄牛、肉用種種雄牛、種雄馬の別
疾病傷害共済	共済掛金区分
収穫共済	共済目的の種類別の別
樹体共済	共済目的の種類別の別
畑作物共済	共済目的の種類別の別
園芸施設共済	施設区分の別

カ 「危険段階適用単位」とは、次表の左欄に掲げる共済事業の種類ごとに右欄に掲げる単位をいう。ただし、共済掛金標準率が組合等の区域を区分した地域で告示される場合（地域インデックス方式の統計単位地域が市町村の場合等）は、その地域の別を含む。

共済事業の種類	危険段階適用単位
農作物共済	類区分の別
死亡廃用共済	包括共済家畜区分、乳用種種雄牛、肉用種種雄牛、種雄馬の別
疾病傷害共済	共済掛金区分
収穫共済	類区分の別
樹体共済	共済目的の種類別の別
畑作物共済	類区分の別
園芸施設共済	・ 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分の別 ・ 施設内農作物に係る施設区分の別 ・ 撤去費用に係る施設区分の別 ・ 復旧費用に係る施設区分の別

キ 「告示料率」とは、次表の左欄に掲げる共済事業の種類ごとに右欄に掲げる率をいう。

共済事業の種類	告示料率
農作物共済	・ 法第 137 条第 2 項の共済掛金標準率 ・ 旧法第 107 条第 1 項の農作物基準共済掛金率
死亡廃用共済	・ 法第 144 条第 3 項の共済掛金標準率（規則第 76 条の農林水産大臣が定める事故除外による割引後の共済掛金標準率に相当する率を含む。） ・ 旧法第 115 条第 1 項第 1 号の共済掛金標準率甲（死廃部分）及び同項第 3 号の共済掛金標準率丙の合計率（事故除外の場合は、共済掛金割引標準率甲（死廃部分）及び共済掛金割引標準率丙の合計率を差し引いて得た率）
収穫共済	・ 法第 149 条第 2 項の共済掛金標準率（規則附則第 13 条第 1 項の農林水産大臣が定める事故除外による割引後の共済掛金標準率に相当する率を含む。） ・ 旧法第 120 条の 7 第 1 項の収穫基準共済掛金率（同条第 2 項の規定の適用があった場合は、防災施設割引による割引後の収穫基準共済掛金率に相当する率）
樹体共済	・ 法第 149 条第 2 項の共済掛金標準率 ・ 旧法第 120 条の 7 第 6 項の樹体基準共済掛金率
畑作物共済	・ 法第 154 条第 2 項の共済掛金標準率 ・ 旧法第 120 条の 15 第 1 項の畑作物基準共済掛金率
園芸施設共済	・ 法第 160 条第 2 項の共済掛金標準率（規則第 76 条の農林水産大臣が定める事故除外による割引後の共済掛金標準率に相当する率を含む。） ・ 旧法第 120 条の 23 第 1 項の園芸施設基準共済掛金率

ク 「共済掛金区分等」とは、次表の左欄に掲げる共済事業の種類ごとに右欄に掲げる区分等をいう。

共済事業の種類	共済掛金区分等
農作物共済	共済掛金区分
死亡廃用共済	共済掛金区分及び事故除外の事故の別
疾病傷害共済	共済掛金区分及び法第 144 条第 2 項各号の損害の区分の別
収穫共済	共済掛金区分及び事故除外の事故の別
樹体共済	共済掛金区分
畑作物共済	共済掛金区分

園芸施設共済	・ 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分の別、被覆未被覆の別、小損害不填補の金額の別、小損害不填補の特約の有無の別、特定園芸施設の補強の有無の別及び集団加入の有無の別 ・ 施設内農作物に係る施設区分の別、事故除外の事故の別、小損害不填補の金額の別、小損害不填補の特約の有無の別及び集団加入の有無の別 ・ 撤去費用に係る施設区分の別、被覆未被覆の別、小損害不填補の金額の別、小損害不填補の特約の有無の別、特定園芸施設の補強の有無の別及び集団加入の有無の別 ・ 復旧費用に係る施設区分の別、被覆未被覆の別、小損害不填補の金額の別、小損害不填補の特約の有無の別、特定園芸施設の補強の有無の別及び集団加入の有無の別
--------	---

ケ 「共済掛金標準率の共済金額の選択割合」とは、共済掛金標準率の算定に用いた共済金額の当該共済金額に対応する支払限度額に対する割合をいう。

2 1に定めるもののほか、このガイドラインにおいて使用する用語は、法令及び規則において使用する用語の例による。

第2節 疾病傷害共済以外の共済

第1 危険段階の設定

1 組合員等ごとの平均損害率の整理

組合員等ごと及び危険段階設定単位ごとの各年（農作物共済、収穫共済及び畑作物共済にあっては各年産、死亡廃用共済、樹体共済及び園芸施設共済にあっては各年度。以下同じ。）の損害率を整理し、過去一定年間の平均損害率を計算する。

（1）危険段階設定単位ごとに直近20年間※（死亡廃用共済は直近10年間）の各年の損害率を次のとおり整理する。

※ 第1節の第1の1の過去一定年間における最終年と当該直近年を揃える。

ア 各年の損害率を次式により計算する（「損害率」を用いることにより、危険段階別共済掛金率の設定等において、引受方式、補償割合等の違いを勘案する必要がなくなる。）。

$$\text{損害率} = \frac{\text{共済金}}{\text{標準共済掛金}^{\ast 1}} \left(= \frac{\text{被害率}^{\ast 2}}{\text{告示料率}} \right)$$

※1 標準共済掛金＝共済金額×告示料率

ここで、共済金額は、死亡廃用共済及び園芸施設共済にあっては、年度内に経過した共済掛金期間（共済責任期間）に対応する部分の金額の合計。

また、告示料率は、当該組合員等が当該年に加入した共済掛金区分等に対応するもの。

※2 被害率＝共済金/共済金額

イ 農作物共済、収穫共済及び畑作物共済において、一の共済目的の種類につき複数の類区分の加入実績がある年産については、類区分ごとの損害率をアの算式により計算した上で、これらの損害率を標準共済掛金により加重平均したものを、当該共済目的の種類の損害率とする。

（例：1類と2類の加入実績がある年産の損害率）

$$\text{当該共済目的の種類の損害率} = \frac{1\text{類の標準共済掛金} \times 1\text{類の損害率} + 2\text{類の標準共済掛金} \times 2\text{類の損害率}}{1\text{類の標準共済掛金} + 2\text{類の標準共済掛金}}$$

ウ 死亡廃用共済において、次表の左欄に掲げる危険段階設定単位に対応する旧法の規定による共済関係の標準共済掛金における告示料率は、右欄に掲げる区分（旧法第 115 条第 1 項の共済目的の種類）に係る告示料率（複数の区分があるときは、共済金額により加重平均して得た率）とする。

危険段階設定単位	区分
搾乳牛	成乳牛（又は乳用成牛）
繁殖用雌牛	その他の肉用成牛
育成乳牛	子牛等選択ありの年：育成乳牛（又は乳用成牛）及び乳用子牛等 子牛等選択なしの年：育成乳牛（又は乳用成牛）
育成・肥育牛	子牛等選択ありの年：肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛及びその他の肉用子牛等 子牛等選択なしの年：肥育用成牛及びその他の肉用成牛
乳用種種雄牛	乳用種種雄牛
肉用種種雄牛	肉用種種雄牛
繁殖用雌馬	一般馬
育成・肥育馬	一般馬
種雄馬	種雄馬
種豚	種豚
肉豚	特定肉豚又は一般肉豚

エ 加入実績のない年の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、100%とする。

（２）直近 20 年間（死亡廃用共済は直近 10 年間）の各年の損害率を単純平均して平均損害率を計算する。

(表 1) 20 年間の損害率の表 (例)

($n-6$)~($n-5$)年の損害率は当該組合員等の被害率を各年における事故除外方式の告示料率で除し、($n-4$)~($n-1$)年の損害率は当該組合員等の被害率を各年における一般方式の告示料率で除すことにより計算する。

(単位: %)

	($n-20$)年	...	($n-7$)年	($n-6$)年	($n-5$)年	($n-4$)年	...	($n-1$)年	単純平均
損害率	100	...	100	338	0	102	...	71	103
	加入実績なし			事故除外方式 で加入		一般方式 で加入			

2 危険段階区分の設定

危険段階設定単位ごとに危険段階区分及び各区分に対応する平均損害率の範囲を設定する。

(1) 危険段階区分の数は、危険段階区分「0」を中心に上下 20 区分ずつの合計 41 区分（死亡廃用共済は上下 10 区分ずつの合計 21 区分）とする。

(2) 各危険段階区分に対応する平均損害率の範囲を次のとおり設定する。

ア 危険段階区分に対応する平均損害率の範囲は、5 % ($=100\% \div 20$ 区分)（死亡廃用共済は 10% ($=100\% \div 10$ 区分)）の幅を基本とする。

イ 危険段階区分「0」の平均損害率を「97.5~102.5%」（死亡廃用共済は「95~105%」）と置き、各危険段階区分の平均損害率の範囲を等間隔に設定する。

ウ 高位の損害率の分布は、ばらつきが大きいことから、平均的な損害率（100%）のおおむね 2 倍以上の平均損害率を一括りとして、最高位の危険段階区分の平均損害率の範囲とする。

(3) 各危険段階区分の平均損害率の範囲に応じて、その危険段階設定単位に係る平均損害率が当該範囲に該当する組合員等を、当該危険段階区分に属するものとして整理する。

なお、新規加入者については、危険段階区分「0」に属するものとする。

(4) 危険段階区分ごとに当該区分に属する組合員等の見込共済金額を合計する。

なお、農作物共済、収穫共済及び畑作物共済については、補償割合が複数存在することから、全ての組合員等の補償割合をある特定の割合に統一するよう換算して共済金額を見込む。

例えば、9割、8割、7割の各補償割合につき、9割に統一する場合は、8割を選択している組合員等の共済金額には8分の9を、7割を選択している組合員等の共済金額には7分の9を、それぞれ乗ずることにより換算する。

(5) 各危険段階区分の平均損害率の代表値を次のとおり設定する。

ア 各危険段階区分の平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値とする。

イ 最高位の危険段階区分については、当該区分に属する組合員等の平均損害率を当該組合員等ごとの見込共済金額で加重平均して得た率（表2の例では、295%）を代表値とする。ただし、当該区分に属する組合員等がない場合は、200%を代表値とする。

3 危険指数の設定

危険段階区分ごとに危険指数を設定し、圧縮する。

(1) 各危険段階区分の危険指数を次のとおり設定する（最高位の危険段階区分の危険指数（危険指数の最大値）を、 K_{max} と呼称する（表2の例では、236)。）。

$$\text{危険指数} = \frac{\text{各危険段階区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値}}$$

(2) 各危険段階区分の危険指数を、各危険段階区分の見込共済金額の合計金額により加重平均して、危険指数の平均値を算出する（表2の例では、80)。

(3) 危険指数を次のとおり圧縮する。

ア 共済掛金標準率に対する最低位の危険段階区分の基準共済掛金率の割合を、5割を超えない範囲内において決定する。

イ K_{max} （表2の例では、236）を圧縮する倍率を次式により算出する。

$$\text{圧縮する倍率} = \frac{r \times m + (1 - r) \times K_{max} - 1}{r \times (m - 1)}$$

ただし、

r : アで定めた割合（ここでは、0.5）

m : (2) で算出した危険指数の平均値（この例では、80）

(したがって、この場合)

$$\frac{0.5 \times 80 + (1 - 0.5) \times 236 - 1}{0.5 \times (80 - 1)} \div 3.97$$

ウ 算出した倍率まで Kmax を圧縮し（この例では、3.97）、これに応じて、各危険段階区分の危険指数を次式により圧縮する。

$$\text{圧縮後の危険指数} = (\text{圧縮前の危険指数} - 1) \times \frac{(\text{圧縮後のKmax}) - 1}{(\text{圧縮前のKmax}) - 1} + 1$$

(表2) 危険段階別基準共済掛金率の算定の準備に係る表(例)

危険段階 区分	損害率(%)		危険指数		氏名	見込共済金額 (万円)
	平均損害率(*)の範囲	代表値	圧縮前			
20	$197.5 \leq *$	295 ^例	236 ^例	3.97	A, B, C	1630
19	$192.5 \leq * < 197.5$	195	156	2.96	—	0
18	$187.5 \leq * < 192.5$	190	152	2.91	D	764
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
3	$112.5 \leq * < 117.5$	115	92	2.15	K	1420
2	$107.5 \leq * < 112.5$	110	88	2.10	—	0
1	$102.5 \leq * < 107.5$	105	84	2.05	L	2744
0	$97.5 \leq * < 102.5$	100	80	2.00	M, N	11396
-1	$92.5 \leq * < 97.5$	95	76	1.95	—	0
-2	$87.5 \leq * < 92.5$	90	72	1.90	O	4750
-3	$82.5 \leq * < 87.5$	85	68	1.85	P	3305
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
-18	$7.5 \leq * < 12.5$	10	8	1.09	—	0
-19	$2.5 \leq * < 7.5$	5	4	1.04	—	0
-20	$0 \leq * < 2.5$	1.25	1	1.00	X, Y, Z	126
			平均値			
			80			

第2 危険段階別基準共済掛金率及び危険段階別共済掛金率の決定

1 危険段階別基準共済掛金率の設定

組合等ごと及び共済掛金区分等ごとに危険段階別基準共済掛金率を設定する。

(1) 各危険段階区分の圧縮後の危険指数を、各危険段階区分の見込共済金額の合計金額により加重平均して、圧縮後の危険指数の平均値を算出する(表3の例では、2.00)。

(2) 次式により、危険段階区分ごとに基準共済掛金率を算定する。

$$\text{各危険段階区分の基準共済掛金率} = \text{共済掛金標準率} \times \frac{\text{各危険段階区分の圧縮後の危険指数}}{\text{圧縮後の危険指数の平均値}}$$

2 危険段階別共済掛金率の決定

組合等は、1で算定した各危険段階区分の基準共済掛金率を下回らない範囲内において、事業規程等で危険段階区分ごとに共済掛金率(園芸施設共済にあっては共済掛金率の算定基礎率)を決定する(表3の例は、共済掛金率の上乗せを実施しない場合)。

3 危険段階別共済掛金率の公表等※

組合等は、2により危険段階別共済掛金率を決定した後、速やかにホームページ等で公表するとともに、様式例により都道府県及び国に報告する。

なお、特定組合以外の組合等の国への報告は、都道府県連合会を通じて行う。

※ 総(代)会に諮る時点において、共済掛金標準率が告示されていない場合は、危険段階別共済掛金率の決定に必要な危険指数、上乗せ率等の事項について総(代)会の議決を経ることとし、共済掛金標準率が告示され次第、危険段階別共済掛金率を公表し、報告する。

(表3) 危険段階別共済掛金率の表(例)

危険段階 区分	平均損害率(*) の範囲 (%)	危険指数		危険段階別 基準共済掛金率 (%)	危険段階別 共済掛金率 (%)
		圧縮前			
20	$197.5 \leq *$	2 3 6	3.97	7.95	7.95
19	$192.5 \leq * < 197.5$	1 5 6	2.96	5.92	5.92
18	$187.5 \leq * < 192.5$	1 5 2	2.91	5.82	5.82
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
3	$112.5 \leq * < 117.5$	9 2	2.15	4.30	4.30
2	$107.5 \leq * < 112.5$	8 8	2.10	4.20	4.20
1	$102.5 \leq * < 107.5$	8 4	2.05	4.10	4.10
0	$97.5 \leq * < 102.5$	8 0	2.00	4.00	4.00
-1	$92.5 \leq * < 97.5$	7 6	1.95	3.90	3.90
-2	$87.5 \leq * < 92.5$	7 2	1.90	3.80	3.80
-3	$82.5 \leq * < 87.5$	6 8	1.85	3.70	3.70
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
-18	$7.5 \leq * < 12.5$	8	1.09	2.18	2.18
-19	$2.5 \leq * < 7.5$	4	1.04	2.08	2.08
-20	$0 \leq * < 2.5$	1	1.00	2.00	2.00
		平均値			
		8 0	2.00		

第3 共済関係に適用する共済掛金率の判定

1 組合員等ごとの加重平均損害率の計算

毎年、組合員等ごと及び危険段階適用単位ごとに加重平均損害率を計算する。

(1) 危険段階適用単位ごとに直近20年間(死亡廃用共済は直近10年間)の各年の損害率を第1の1の(1)と同様に整理する。

ア 他の類区分に包括される類区分につき加入実績がない年産に、その包括する類区分の加入実績があるときは、その包括する類区分の損害率を当該包括される類区分の損害率として扱う。

イ 複数の類区分を包括する類区分の加入実績がない年産に、その包括される類区分の加入実績があるときは、当該包括される類区分を標準共済掛金により加重平均して得た率を、その包括する類区分の損害率として扱う。

ウ ある類区分の加入実績がない年産において、その類区分につきア及びイによっても代入する損害率がない場合は、100%と置く。

(例) うんしゅうみかんの場合

5類又は4類の加入実績があれば、その損害率は1類及び2類の損害率として扱う。

また、1類又は2類の加入実績があれば、その損害率(両方の加入実績がある年産にあっては、当該組合員等の1類及び2類の標準共済掛金により加重平均したもの)は5類又は4類の損害率として扱う。

	1類	早生うんしゅうの品種のうんしゅうみかん(3類に属するものを除く。)
	2類	普通うんしゅうの品種のうんしゅうみかん(3類に属するものを除く。)
	5類	うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの
	3類	うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの
	4類	うんしゅうみかん

(2) (1)の損害率について、直近の損害防止の状況等がより危険段階に反映されるよう、直近年ほど大きくなるウェイトによる加重平均を次のとおり計算する。

ア 各年の損害率に、次に掲げるウェイト(死亡廃用共済は死亡廃用共済のウェイト)を乗じる。

【ウェイト】

20 年前	19 年前	…	12 年前	11 年前	10 年前	9 年前	…	2 年前	直近年
5	10	…	45	50	55	60	…	95	100

（死亡廃用共済のウェイト）

10 年前	9 年前	8 年前	7 年前	6 年前	5 年前	4 年前	3 年前	2 年前	直近年
10	20	30	40	50	60	70	80	90	100

イ アの 20 年間（死亡廃用共済は 10 年間）の合計を、ウェイトの合計である 1050（死亡廃用共済は 550）で除す（表 4 の例では、 $106925 \div 1050 \div 102$ ）。

（表 4）20 年間の損害率の表（例）

(単位：％)								
	(n-20)年	...	(n-7)年	(n-6)年	(n-5)年	(n-4)年	...	(n-1)年
損害率(A)	100	...	100	338	0	102	...	71
	↓	...	↓	↓	↓	↓	...	↓
								合計
ウェイト(B)	5	...	70	75	80	85	...	100
A × B	500	...	7000	25350	0	8670	...	7100
								106925

2 危険段階区分の判定及び共済掛金率の適用

毎年、組合員等ごと及び危険段階適用単位ごとの加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し、その年の共済掛金区分等について対応する共済掛金率を、その年の共済関係に適用する。

- （１）１で計算した組合員等ごと及び危険段階適用単位ごとの加重平均損害率※を、危険段階別共済掛金率の表の平均損害率の範囲に当てはめ、その共済関係に適用すべき危険段階区分を判定する。

※ 毎年、組合員等ごとの損害率データを 1 年分更新し、加重平均損害率を再計算して用いる（表 5 の例では、翌年の加重平均損害率は、 $97 (\div 102250 \div 1050)$ ）。

(表5) 20年間の損害率の表(例: 表4の翌年)

(単位: %)

	(n-19)年	...	(n-6)年	(n-5)年	(n-4)年	...	(n-1)年	n年	
損害率(A)	100	...	338	0	102	...	71	56	
	↓	...	↓	↓	↓	...	↓	↓	合計
ウェイト(B)	5	...	70	75	80	...	95	100	1050
A × B	500	...	23660	0	8160	...	6745	5600	102250

(2) 当該危険段階区分の共済掛金率のうち、その年の共済関係の属する共済掛金区分等につき定められたものを適用する。

3 激変緩和措置の実施

組合等は、組合員等に適用される共済掛金率が極端に変動しないよう激変緩和措置を講じようとする場合には、あらかじめ、都道府県連合会及び都道府県と相談の上、中長期的に共済掛金及び共済金の収支が均衡するよう、当該激変緩和措置の案及び収支見通し[※]を作成し、都道府県連合会を通じて、国に協議する。

なお、特定組合にあっては、都道府県と相談の上、国に協議する。

※ 収支見通しは、組合員等ごとの実績データから過去と同様の被害が発生した場合を想定して試算するものとする。

第4 地域ごとの危険段階の設定（複合方式）

組合等は、組合等の区域を区分した地域（危険段階地域）ごとに危険段階を設定し、当該危険段階地域に属する組合員等ごとの危険段階別共済掛金率を設定することができることとする。

1 危険段階地域ごとの被害率の整理

危険段階地域ごと及び共済掛金区分等ごとの被害率※を整理し、平均被害率を計算する。

※ ここでは、被害率を用いる。

- （１）危険段階地域ごと及び共済掛金区分等ごとに、第１節の第１の１の過去一定年間における各年の被害率を次式により計算する。

$$\text{被害率} = \frac{\text{共済金の合計}}{\text{共済金額の合計}}$$

- （２）（１）による各年の被害率を単純平均して平均被害率を計算する。

（表６）危険段階地域ごとの20年間の被害率の表（例）

（単位：％）

危険段階地域	(n-20)年	…	(n-1)年	平均被害率
地域Ⅰ	13.5	…	4.2	7.5
地域Ⅱ	4.1	…	4.0	3.9
地域Ⅲ	2.8	…	3.8	3.6

2 共済掛金標準率の危険段階地域ごとの^{あん}按分

危険段階地域ごと及び共済掛金区分等ごとに共済掛金標準率を按分する。

- （１）危険段階地域ごとの危険指数（地域危険指数）を次のとおり設定する。

$$\text{地域危険指数} = \frac{\text{当該危険段階地域の平均被害率}}{\text{危険段階地域ごとの平均被害率の最小値}}$$

（表７の例では、地域Ⅰの地域危険指数は、 $7.5 \div 3.6 \div 2.1$ ）

- （２）危険段階地域ごとに当該地域に属する組合員等の共済掛金区分等ごとの見込共済金額を合計する。

- （３）危険段階地域ごとに地域危険指数を見込共済金額の合計金額により加重平均して、地域危険指数の平均値を算出する（表７の例では、 $61190 \div 43966 \div 1.4$ ）。

(4) 次式により、共済掛金標準率を危険段階地域ごとに按分した率（地域料率）を算定する。

$$\text{地域料率} = \text{共済掛金標準率} \times \frac{\text{当該危険段階地域の地域危険指数}}{\text{地域危険指数の平均値}}$$

$\left[\text{表 7 の例では、地域 I の地域料率は、} 4.0 \times \frac{2.1}{1.4} = 6.0 \right]$

(表 7) 危険段階地域ごとの地域料率の表（例：共済掛金標準率が 4.0% の場合）

	平均 被害率 (%)	地域 危険指数	見込 共済金額 (万円)	地域危険指数 × 見込共済金額	地域料率 (%)
地域Ⅰ	7.5	2.1	14300	30030	6.0
地域Ⅱ	3.9	1.1	14936	16430	3.1
地域Ⅲ	3.6	1.0	14730	14730	2.9
計		平均値	43966	61190	
		1.4			

3 危険段階地域ごとの危険段階別共済掛金率の表の決定・適用

当該危険段階地域に属する組合員等について、第 1 から第 3 までの規定の例により、危険段階別共済掛金率の表を決定し、適用する。その際、共済掛金標準率の代わりに、地域料率を使用する。

【様式例】

(果樹共済の場合)

都道府県名		収穫共済または樹体共済の別
組合等名		
地域名*1		

共済目的 の種類*2	共済掛金区分等	共済掛金標準率 (%)

危険段階 区分	平均損害率(※)の範囲 (%)	危険 指数	危険段階別基準共 済掛金率 (%)	危険段階別 共済掛金率 (%)
20	197.5 ≤ *			
19	192.5 ≤ * < 197.5			
18	187.5 ≤ * < 192.5			
17	182.5 ≤ * < 187.5			
16	177.5 ≤ * < 182.5			
15	172.5 ≤ * < 177.5			
14	167.5 ≤ * < 172.5			
13	162.5 ≤ * < 167.5			
12	157.5 ≤ * < 162.5			
11	152.5 ≤ * < 157.5			
10	147.5 ≤ * < 152.5			
9	142.5 ≤ * < 147.5			
8	137.5 ≤ * < 142.5			
7	132.5 ≤ * < 137.5			
6	127.5 ≤ * < 132.5			
5	122.5 ≤ * < 127.5			
4	117.5 ≤ * < 122.5			
3	112.5 ≤ * < 117.5			
2	107.5 ≤ * < 112.5			
1	102.5 ≤ * < 107.5			
0	97.5 ≤ * < 102.5			
-1	92.5 ≤ * < 97.5			
-2	87.5 ≤ * < 92.5			
-3	82.5 ≤ * < 87.5			
-4	77.5 ≤ * < 82.5			
-5	72.5 ≤ * < 77.5			
-6	67.5 ≤ * < 72.5			
-7	62.5 ≤ * < 67.5			
-8	57.5 ≤ * < 62.5			
-9	52.5 ≤ * < 57.5			
-10	47.5 ≤ * < 52.5			
-11	42.5 ≤ * < 47.5			
-12	37.5 ≤ * < 42.5			
-13	32.5 ≤ * < 37.5			
-14	27.5 ≤ * < 32.5			
-15	22.5 ≤ * < 27.5			
-16	17.5 ≤ * < 22.5			
-17	12.5 ≤ * < 17.5			
-18	7.5 ≤ * < 12.5			
-19	2.5 ≤ * < 7.5			
-20	0 ≤ * < 2.5			
		平均値		

(死亡廃用共済の場合)

都道府県名		死亡廃用共済
組合等名		
地域名*1		

共済目的 の種類	共済掛金区分等	共済掛金標準率 (%)

危険段階 区分	平均損害率(※)の範囲 (%)	危険 指数	危険段階別基準共 済掛金率 (%)	危険段階別 共済掛金率 (%)
10	195 ≤ *			
9	185 ≤ * < 195			
8	175 ≤ * < 185			
7	165 ≤ * < 175			
6	155 ≤ * < 165			
5	145 ≤ * < 155			
4	135 ≤ * < 145			
3	125 ≤ * < 135			
2	115 ≤ * < 125			
1	105 ≤ * < 115			
0	95 ≤ * < 105			
-1	85 ≤ * < 95			
-2	75 ≤ * < 85			
-3	65 ≤ * < 75			
-4	55 ≤ * < 65			
-5	45 ≤ * < 55			
-6	35 ≤ * < 45			
-7	25 ≤ * < 35			
-8	15 ≤ * < 25			
-9	5 ≤ * < 15			
-10	0 ≤ * < 5			
		平均値		

※ 1 共済掛金標準率が組合等の区域を区分した地域で告示される場合又は複合方式の場合は、当該（危険段階）地域名を記入（地域インデックス方式の統計単位地域が市町村の場合は市町村名を記入。

組合等の区域と一致する場合は無記入。）。

※ 2 園芸施設共済は施設区分。

第3節 疾病傷害共済

第1 危険段階の設定

1 組合員等ごとの平均損害率の整理

組合員等ごと及び危険段階設定単位ごとの各年度の損害率を整理し、直近10年間の平均損害率を計算する。

(1) 危険段階設定単位ごとに直近10年間[※]の各年度の損害率を次のとおり整理する。

※ 第1節の第1の1の過去一定年間における最終年度と当該直近年度を揃える。

ア 各年度の損害率を次式により計算する。

$$\text{損害率} = \frac{\text{共済金}^{\text{※1}}}{\text{支払限度額}^{\text{※1, ※2}}}$$

※1 共済金及び支払限度額は、当該年度に共済掛金期間が開始する共済関係に係る金額

※2 共済金額の期中変更があった場合は、変更後の共済金額に対応する支払限度額に相当する金額^{※3}

※3 変更後の共済金額に対応する支払限度額に相当する金額は、次式により算定する。ただし、算定された金額が変更後の共済金額を下回る場合は、当該金額は変更後の共済金額とする。

変更後の共済金額に対応する支払限度額に相当する金額＝期首の支払限度額±引受価額の変更（増額又は減額）分の金額×病傷共済金支払限度率×短期係数×変更後日数割合

※4 乳用牛又は肉用牛について加入実績がある年度については、子牛選択あり又は子牛選択なしのいずれかの共済掛金区分のうち加入実績のない区分の損害率についても、加入実績のある共済掛金区分の損害率に次式により得られた換算係数を乗じて計算する。次式の共済掛金標準率及び共済掛金標準率の共済金額の選択割合は、損害率の整理時点で適用されるものを用いるものとする。

換算係数＝（加入実績のない共済掛金区分の共済掛金標準率×加入実績のない共済掛金区分の共済掛金標準率の共済金額の選択割合）／（加入実績のある共済掛金区分の共済掛金標準率×加入実績のある共済掛金区分の共済掛金標準率の共済金額の選択割合）

イ 損害率の整理時点において、直近年度の共済掛金期間が終了していない場合の直近年度の損害率は、直近年度及び旧法の規定による共済関係しか存在しない年度を除いた各年度の損害率の単純平均とする。

ウ 令和元年度以降の加入実績のない年度の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、次式により得られた組合等の損害率とする。

$$\text{組合等の損害率} = \frac{\sum \text{当該年度の加入者の共済金}}{\sum \text{当該年度の加入者の支払限度額}}$$

エ 旧法の規定による共済関係しか存在しない年度の損害率は、旧法の規定による共済関係しか存在しない年度を除いた各年度の損害率の単純平均とする。

(2) 直近 10 年間の各年度の損害率を単純平均して平均損害率を計算する。

2 損害率区分の設定

危険段階設定単位ごとに損害率区分の数、各区分に対応する平均損害率の範囲及び各区分の損害率の代表値を設定する。

(1) 損害率区分の数は 41 区分とする（必要に応じて 41 区分以上を設定することができる。）。

(2) 各損害率区分に対応する平均損害率の範囲を次のとおり設定する。

ア 損害率区分に対応する平均損害率の範囲は、 $100\% \div (\text{設定した区分数} - 1)$ の幅を基本とする。

イ 損害率 50% が含まれる損害率区分の平均損害率の範囲を、50% が中央値となるアの幅と置き、各損害率区分の平均損害率の範囲をアの幅で等間隔に設定する。

(3) 各損害率区分の平均損害率の代表値を次のとおり設定する。

ア 各損害率区分の平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値とする。

イ 最高位の損害率区分については、100% を代表値とする。

(表 1) 損害率区分が41区分の場合の例

損害率			
損害率 区分	平均損害率(*)の範囲		代表値
41	98.75	$\leq * < 100$	100
40	96.25	$\leq * < 98.75$	97.5
39	93.75	$\leq * < 96.25$	95.0
38	91.25	$\leq * < 93.75$	92.5
37	88.75	$\leq * < 91.25$	90.0
⋮	⋮		⋮
22	51.25	$\leq * < 53.75$	52.5
21	48.75	$\leq * < 51.25$	50.0
20	46.25	$\leq * < 48.75$	47.5
⋮	⋮		⋮
5	8.75	$\leq * < 11.25$	10.0
4	6.25	$\leq * < 8.75$	7.5
3	3.75	$\leq * < 6.25$	5.0
2	1.25	$\leq * < 3.75$	2.5
1	0.00	$\leq * < 1.25$	0.625

3 危険指数の設定

損害率区分ごとに危険指数を設定し、必要に応じて圧縮する。

(1) 損害率区分ごとに危険指数を設定する。

ア 各損害率区分の危険指数を次のとおり設定する（最高位の損害率区分の危険指数（危険指数の最大値）を、Kmax と呼称する（表 2 の例では、160）。）。

$$\text{危険指数} = \frac{\text{各損害率区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の損害率区分の平均損害率の代表値}}$$

イ 各損害率区分の平均損害率の範囲に応じて、その危険段階設定単位に係る平均損害率が当該範囲に該当する組合員等を、当該損害率区分に属するものとして整理する。

ウ 損害率区分ごとに当該区分に属する組合員等の見込支払限度額を合計する。

エ 各損害率区分の危険指数を、各損害率区分の見込支払限度額の合計金額により加重平均して、危険指数の平均値を算出する（表 2 の例では、40）。

(2) 必要に応じて危険指数を次のとおり圧縮する。

ア 危険指数の平均値に対する最低位の損害率区分の危険指数の割合を、5 割を超えない範囲内において決定する。

イ Kmax (表 2 の例では、160) を圧縮する倍率を次式により算出する。

$$\text{圧縮する倍率} = \frac{r \times m + (1 - r) \times K_{\max} - 1}{r \times (m - 1)}$$

ただし、

r : アで定めた割合 (ここでは、0.5)

m : (1) エで算出した危険指数の平均値 (この例では、40)
(したがって、この場合)

$$\frac{0.5 \times 40 + (1 - 0.5) \times 160 - 1}{0.5 \times (40 - 1)} \div 5.08$$

ウ 算出した倍率まで Kmax を圧縮し (この例では、5.08)、これに応じて、各損害率区分の危険指数を次式により圧縮する。

$$\text{圧縮後の危険指数} = (\text{圧縮前の危険指数} - 1) \times \frac{(\text{圧縮後の}K_{\max}) - 1}{(\text{圧縮前の}K_{\max}) - 1} + 1$$

(表 2) 危険段階別基準共済掛金率の算定の準備に係る表 (例)

損害率			危険指数		氏名	見込支払 限度額 (万円)
損害率 区分	平均損害率(*)の範囲	代表値	圧縮前 ※			
41	98.75 ≤ * < 100	100	160	5.08	A	100
40	96.25 ≤ * < 98.75	97.5	156	4.97	-	0
39	93.75 ≤ * < 96.25	95.0	152	4.87	-	0
38	91.25 ≤ * < 93.75	92.5	148	4.77	-	0
37	88.75 ≤ * < 91.25	90.0	144	4.67	B	100
36	86.25 ≤ * < 88.75	87.5	140	4.56	C, D	200
35	83.75 ≤ * < 86.25	85.0	136	4.46	-	0
34	81.25 ≤ * < 83.75	82.5	132	4.36	-	0
33	78.75 ≤ * < 81.25	80.0	128	4.26	E	100
32	76.25 ≤ * < 78.75	77.5	124	4.15	-	0
31	73.75 ≤ * < 76.25	75.0	120	4.05	F	300
30	71.25 ≤ * < 73.75	72.5	116	3.95	-	0
29	68.75 ≤ * < 71.25	70.0	112	3.85	-	0
28	66.25 ≤ * < 68.75	67.5	108	3.74	G	100
27	63.75 ≤ * < 66.25	65.0	104	3.64	-	0
26	61.25 ≤ * < 63.75	62.5	100	3.54	-	0
25	58.75 ≤ * < 61.25	60.0	96	3.43	H	100
24	56.25 ≤ * < 58.75	57.5	92	3.33	I	200
23	53.75 ≤ * < 56.25	55.0	88	3.23	-	0
22	51.25 ≤ * < 53.75	52.5	84	3.13	J	100
21	48.75 ≤ * < 51.25	50.0	80	3.02	-	0
20	46.25 ≤ * < 48.75	47.5	76	2.92	-	0
19	43.75 ≤ * < 46.25	45.0	72	2.82	K	100
18	41.25 ≤ * < 43.75	42.5	68	2.72	-	0
17	38.75 ≤ * < 41.25	40.0	64	2.61	L	100
16	36.25 ≤ * < 38.75	37.5	60	2.51	M	100
15	33.75 ≤ * < 36.25	35.0	56	2.41	-	0
14	31.25 ≤ * < 33.75	32.5	52	2.31	N	100
13	28.75 ≤ * < 31.25	30.0	48	2.20	-	0
12	26.25 ≤ * < 28.75	27.5	44	2.10	O	400
11	23.75 ≤ * < 26.25	25.0	40	2.00	-	0
10	21.25 ≤ * < 23.75	22.5	36	1.90	P	300
9	18.75 ≤ * < 21.25	20.0	32	1.79	-	0
8	16.25 ≤ * < 18.75	17.5	28	1.69	Q	100
7	13.75 ≤ * < 16.25	15.0	24	1.59	-	0
6	11.25 ≤ * < 13.75	12.5	20	1.49	R, S	900
5	8.75 ≤ * < 11.25	10.0	16	1.38	T, U, V	1300
4	6.25 ≤ * < 8.75	7.5	12	1.28	W	1000
3	3.75 ≤ * < 6.25	5.0	8	1.18	X	800
2	1.25 ≤ * < 3.75	2.5	4	1.08	Y	100
1	0.00 ≤ * < 1.25	0.625	1	1.00	Z	100
			平均値			
			40			

第2 危険段階別基準共済掛金率及び危険段階別共済掛金率の決定

1 危険段階別基準共済掛金率の設定

次式により、算定した率を、組合等ごと及び共済掛金区分等ごとの危険段階別基準共済掛金率として設定する。

$$\text{危険段階別基準共済掛金率} = \text{共済掛金標準率} \times \frac{\text{共済掛金標準率の共済金額の選択割合}}{\text{共済掛金標準率の共済金額の選択割合}} \times \frac{\text{各損害率区分の危険指数}^{\ast 1}}{\text{危険指数の平均値}^{\ast 2}} \times \frac{1}{\text{共済金額の選択割合}^{\ast 3}}$$

※1 当該組合員等が属する損害率区分の危険指数（第1の3の（2）により危険指数を圧縮した場合は、圧縮後の危険指数）

ただし、新規加入者の危険指数は危険指数の平均値（第1の3の（2）により危険指数を圧縮した場合は、各損害率区分の圧縮後の危険指数を各損害率区分の見込支払限度額の合計金額により加重平均した値（以下「圧縮後の危険指数の平均値」という。））

※2 危険指数の平均値（第1の3の（2）により危険指数を圧縮した場合は、圧縮後の危険指数の平均値）

※3 当該組合員等が申し出た共済金額の選択割合

2 危険段階別共済掛金率の決定

組合等は、1で設定した各危険段階区分の基準共済掛金率を下回らない範囲内において、事業規程等で危険段階区分ごとに共済掛金率を決定する（表3の例は、共済掛金率の上乗せを実施しない場合）。

3 危険段階別共済掛金率の公表等※

組合等は、2により危険段階別共済掛金率を決定した後、速やかにホームページ等で公表するとともに、様式例により都道府県及び国に報告する。

なお、特定組合以外の組合等の国への報告は、都道府県連合会を通じて行う。

※ 総（代）会に諮る時点において、共済掛金標準率が告示されていない場合は、危険段階別共済掛金率の決定に必要な危険指数（又は圧縮後の危険指数）、危険段階別基準共済掛金率の計算式及び上乗せ率等の事項について総（代）会の議決を経ることとし、共済掛金標準率が告示され次第、当該告示された率及び割合の値を反映させた当該計算式を公表し、報告する。

(表3) 危険段階別共済掛金率の表(例)

損害率			危険指数		危険段階別基準共済掛金率(%)			危険段階別 共済掛金率 (%)
損害率 区分	平均損害率(*)の範囲	代表値	圧縮前 ※		※新規加入者については、各損害率区分の危険指数は 組合等の危険指数の平均値とする。			
41	98.75 ≦ * < 100	100	160	5.08	危険段階別基準共済掛金率は次式により算定したものとする。	危険段階別基準共済掛金率は 危険段階別基準共済掛金率 と同率とする。		
40	96.25 ≦ * < 98.75	97.5	156	4.97				
39	93.75 ≦ * < 96.25	95.0	152	4.87				
38	91.25 ≦ * < 93.75	92.5	148	4.77				
37	88.75 ≦ * < 91.25	90.0	144	4.67				
36	86.25 ≦ * < 88.75	87.5	140	4.56				
35	83.75 ≦ * < 86.25	85.0	136	4.46				
34	81.25 ≦ * < 83.75	82.5	132	4.36				
33	78.75 ≦ * < 81.25	80.0	128	4.26				
32	76.25 ≦ * < 78.75	77.5	124	4.15				
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮				
10	21.25 ≦ * < 23.75	22.5	36	1.90				
9	18.75 ≦ * < 21.25	20.0	32	1.79				
8	16.25 ≦ * < 18.75	17.5	28	1.69				
7	13.75 ≦ * < 16.25	15.0	24	1.59				
6	11.25 ≦ * < 13.75	12.5	20	1.49				
5	8.75 ≦ * < 11.25	10.0	16	1.38				
4	6.25 ≦ * < 8.75	7.5	12	1.28				
3	3.75 ≦ * < 6.25	5.0	8	1.18				
2	1.25 ≦ * < 3.75	2.5	4	1.08				
1	0.00 ≦ * < 1.25	0.625	1	1.00				
			平均値	平均値				
			40	2.00				

第3 共済関係に適用する共済掛金率の判定

1 組合員等ごとの加重平均損害率の計算

毎年度、組合員等ごと及び危険段階適用単位ごとに加重平均損害率を計算する。

(1) 危険段階適用単位ごとに直近10年間の各年度の損害率を第1の1の(1)と同様に整理する。

(2) (1)の損害率について、直近の損害防止の状況等がより危険段階に反映されるよう、直近年度ほど大きくなるウェイトによる加重平均を次のとおり計算する。

ア 各年度の損害率に、次に掲げるウェイトを乗じる。

10年前	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	直近年
10	20	30	40	50	60	70	80	90	100

イ アの10年間の合計を、ウェイトの合計である550で除す(表4の例では、 $33900 \div 550 = 62$)。

(表4) 10年間の損害率の表(例)

(単位: %)									
	(n-10)年	...	(n-7)年	(n-6)年	(n-5)年	(n-4)年	...	(n-1)年	
損害率 (A)	90	...	85	70	60	50	...	65	
	↓	...	↓	↓	↓	↓	...	↓	
									合計
ウェイト (B)	10	...	40	50	60	70	...	100	
A × B	900	...	3400	3500	3600	3500	...	6500	
									33900

2 危険段階区分の判定及び共済掛金率の適用

(1) 毎年度、組合員等ごと及び危険段階適用単位ごとの加重平均損害率により、適用すべき損害率区分を判定し、当該損害率区分の危険指数(危険指数を圧縮した場合は、圧縮後の危険指数。以下同じ。)及び当該組合員等が申し出た共済金額の選択割合により、その年度の共済掛金区分等について対応する共済掛金率を、その年度の共済関係に適用する。

ア 1で計算した組合員等ごと及び危険段階適用単位ごとの加重平均損害率※を、危険段階別共済掛金率の表の平均損害率の範囲に当てはめ、その共済関係に適用すべき損害率区分を判定する。

※ 毎年度、組合員等ごとの損害率データを1年分更新し、加重平均損害率を再計算して用いる（表5の例では、翌年の加重平均損害率は、59（ $\div 32250 \div 550$ ））。

（表5）10年間の損害率の表（例：表4の翌年）

（単位：％）

	(n-10)年	...	(n-7)年	(n-6)年	(n-5)年	...	(n-1)年	n年	
損害率（A）	80	...	70	60	50	...	65	50	
	↓	...	↓	↓	↓	...	...	↓	合計
ウェイト（B）	10	...	40	50	60	...	90	100	550
A × B	800	...	2800	3000	3000	...	5850	5000	32250

イ アの当該損害率区分の危険指数及び当該組合員等が申し出た共済金額の選択割合※により、第2の2の危険段階別共済掛金率を適用する。

※ 共済金額が期中変更される場合は、共済金額の選択割合が変更前から変わる可能性があるため、期中変更の都度、適用する危険段階別共済掛金率を再計算することとし、その場合の共済金額の選択割合は、変更後の共済金額の変更後の共済金額に対応する支払限度額に相当する金額に対する割合とする。

（2）なお、新規加入者については、危険指数の平均値（危険指数を圧縮した場合は、圧縮後の危険指数の平均値）を当該加入者の危険指数とし、当該加入者が申し出た共済金額の選択割合により、その年度の共済掛金区分等について対応する共済掛金率を、その年度の共済関係に適用する。

3 激変緩和措置の実施

組合等は、組合員等に適用される共済掛金率が極端に変動しないよう激変緩和措置を講じようとする場合には、あらかじめ、都道府県連合会及び都道府県と相談の上、中長期的に共済掛金及び共済金の収支が均衡するように、当該激変緩和措置の案及び収支見通し※を作成し、都道府県連合会を通じて、国に協議する。なお、特定組合にあっては、都道府県と相談の上、国に協議する。

ただし、組合等は、危険段階別共済掛金率設定・適用ガイドラインの見直しに伴う疾病傷害共済の激変緩和措置の運用について（令和4年9月22日付け4経営第1565号農林水産省経営局保険課長通知）により激変緩

和を講じる場合については、都道府県連合会を通じて、都道府県及び国に報告する。なお、特定組合にあっては、都道府県及び国に報告する。

※ 収支見通しは、組合員等ごとの実績データから過去と同様の被害が発生した場合を想定して試算するものとする。

【様式例】

都道府県名	
組合等名	
地域名*	

疾病傷害共済
法第144条第2項各号の損害区分の別

共済目的の種類	共済掛金区分等	共済掛金標準率 (%)

損害率 区分	平均損害率（＊）の範 囲	危険指 数	危険段階別基準共済掛金率（％）	危険段階別 共済掛金率 （％）
41	98.75 ≤ ＊ < 100		危険段階別基準共済掛金率は次式により算定したものとする。 危険段階別基準共済掛金率＝ $\text{共済掛金標準率} \times \frac{\text{共済掛金標準率の共済金額の選択割合}}{\text{各損害率区分の危険指数の危険指数の平均値}} \times \frac{1}{\text{共済金額の選択割合}}$	
40	96.25 ≤ ＊ < 98.75			
39	93.75 ≤ ＊ < 96.25			
38	91.25 ≤ ＊ < 93.75			
37	88.75 ≤ ＊ < 91.25			
36	86.25 ≤ ＊ < 88.75			
35	83.75 ≤ ＊ < 86.25			
34	81.25 ≤ ＊ < 83.75			
33	78.75 ≤ ＊ < 81.25			
32	76.25 ≤ ＊ < 78.75			
⋮	⋮	⋮		
10	21.25 ≤ ＊ < 23.75			
9	18.75 ≤ ＊ < 21.25			
8	16.25 ≤ ＊ < 18.75			
7	13.75 ≤ ＊ < 16.25			
6	11.25 ≤ ＊ < 13.75			
5	8.75 ≤ ＊ < 11.25			
4	6.25 ≤ ＊ < 8.75			
3	3.75 ≤ ＊ < 6.25			
2	1.25 ≤ ＊ < 3.75			
1	0.00 ≤ ＊ < 1.25			
		平均値		

※ 共済掛金標準率が組合等の区域を区分した地域で告示される場合は、当該（危険段階）地域名を記入。